

# 全国健康保険協会 補足説明資料

(東日本大震災への対応について)

平成24年10月3日



全国健康保険協会  
協会けんぽ

## (1) 震災発生後の協会業務の復旧に向けた取組みについて

協会においては、震災直後から、職員及び支部の施設の被災状況の把握に努めました。本部においては、被災地での通信手段の途絶等の影響を受けたものの、3月14日までは、各支部の被災状況、職員の安否のほぼ全容を把握し、その後は逐次、震災及び計画停電による職員の出勤への影響と業務の処理状況の把握に努めたほか、医療機関の窓口における一部負担金の支払猶予、社会保険料の納期限延長など、震災に係る協会としての当面の対応方針や国における対応の内容について支部へ連絡を行いました。

事務室の被害の大きかった宮城支部においては、3月16日までの間、建物の被災等による入居ビルの閉鎖により支部の閉鎖を余儀なくされましたが、当該支部あての照会電話を山形支部で対応したり、年金事務所等への情報提供を行ったりするなどにより、その影響が最小限となるように努めました。その後、近隣支部の支援のもと、17日から業務復旧に向けた対応を開始し、22日から業務の復旧を果たしました。

また、東京電力管内の支部において業務時間中に計画停電による停電が発生しましたが、事前の情報収集のほか、必要な業務を停電前後にシフトするなど、所要の対策を講じた結果、トラブルの発生を防ぎました。

傷病手当金等の支払いについては、支払委託先の金融機関におけるシステム障害の発生等の影響もあり、震災のあった23年3月のみ、一部の支部で多少の遅延が発生しましたが、翌4月以降については、ほぼ通常の日数での処理に戻すことができました。

## (2) 震災対応により新たに発生した業務の処理について

医療機関等に受診した際の一部負担金の免除（詳細は（3）v）については、23年7月から、医療機関等の窓口に免除証明書の提示が必要となりました。このため、全支部に対し、6月24日（金）までに受理した申請については、6月中に必ず加入者の手元に届くよう、28日までの免除証明書の発送を指示し、また、6月27日（月）、28日（火）の受理分についても30日までの発送を完了するよう指示し、ほぼ実行されました。

また、多数の被災者が集中していた宮城及び福島支部においては免除証明書の申請が一時期に集中し、その審査や発行等の業務量が過大なものとなったことなどから、本部や他の支部から、6月13日から9月16日までの間に、延べ804名の職員

を応援として派遣し、また臨時職員を雇い、両支部の事務処理体制を強化することにより対応しました。

### **(3) 被災者、事業主及び船舶所有者への対応**

東日本大震災発生以降、被災した加入者や事業主及び船舶所有者の皆様に対して「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（特別法）及び国の方針に基づいて費用負担や保険給付に関し、主に以下のような対応を行ってまいりました。

#### **i) 保険証なしでの受診**

医療機関等を受診する場合は、医療機関等の窓口で「氏名」、「生年月日」及び「事業所名又は船舶所有者名」を申し出ることにより、保険証を提示することなく受診することを可能としました（23年6月末日まで）。

23年7月1日以降につきましては、保険証の提示が必要となりました。

#### **ii) 任意継続被保険者の保険料納付猶予**

震災の影響により任意継続被保険者の方が保険料を納付期日までに納付することが困難な場合には、申出を行えば、23年5月末日まで納付を猶予することとしました。

#### **iii) 社会保険料の納付期限延長、免除**

日本年金機構において、被災地域に住所がある事業所や船舶所有者の社会保険料については納付期限を延長する措置がとられました。

さらに、特別法の成立により、被災による被害で従業員への報酬の支払いに著しい支障が生じている場合には、最長で24年2月納付分（24年1月分保険料）までの保険料の免除を受けられることとなりました。

#### **iv) 標準報酬月額の変動の特例、傷病手当金等に関する特例**

特別法の成立により、事業所又は船舶所有者が被災し、そのため従業員への報酬に著しい変動が生じた場合には、その月からの標準報酬月額の変動が可能となりました。この措置は、24年2月までに受けた報酬が対象です。

この改定を行った場合において、傷病手当金及び出産手当金については、改定前の標準報酬月額に基づく給付が受けられることとされています。

#### v) 医療機関における一部負担金等の猶予、免除

震災後、被災された加入者の方が医療機関等で受診した場合には、医療機関等の窓口で一部負担金等を支払わず(支払の猶予)受診することを可能としていました。

特別法の成立後は、被災された方は一部負担金等を免除することとし、23年7月1日以降一部負担金等の免除を受けるためには、協会など保険者が発行する免除証明書の提示が必要となりました。

一部負担金等の免除を受けることができる期間は、当初、国からの財政措置がある24年2月末日までとしていましたが、「原発事故に伴う警戒区域等の被災者」については、24年度政府予算において、24年3月以降も引き続き財政措置がされたため、25年2月末日までとしました。また、財政措置がされない「その他の被災者(住居の全半壊等)」についても、保険者としての協会の判断で24年9月末日まで免除を継続することとしました。

また、一部負担金等の猶予、免除の対象となる方が医療機関等の窓口で一部負担金等を支払った場合には、当該一部負担金等を還付しました。

#### (参考1) 協会における一部負担金等の免除証明書の発行状況(累計)

##### [健康保険]

	発行枚数				
	全国計	(うち被災3県)			
		岩手	宮城	福島	
24年3月31日現在	261,916	230,041	20,478	125,910	83,653
24年6月30日現在	286,200	252,615	22,840	137,181	92,594

##### [船員保険]

	発行枚数
24年3月31日現在	7,683
24年6月30日現在	8,288

(参考2) 協会における一部負担金等の還付状況 (累計)

[健康保険]

	全国計		(うち被災3県)			
			岩手	宮城	福島	
24年3月31日	件数	183,644	150,413	8,044	86,546	55,823
現在 <sup>(※1)</sup>	金額	1,385,768,466	1,102,844,762	35,390,349	617,703,208	449,751,205

[船員保険]

	件数	金額
24年3月31日 現在 <sup>(※1)</sup>	2,109	17,026,660

(※1) 平成24年3月支給決定分まで

(※2) 金額は円単位

**vi) 特定健診及び特定保健指導に係る自己負担分の還付**

震災後、被災された加入者の方が、生活習慣病予防健診、特定健診及び特定保健指導を受けた場合には、自己負担分を還付しました。

還付の対象期間は、24年3月末日までとしていましたが、24年度も自己負担分の還付を継続することとしました。

(参考) 特定健診及び特定保健指導に係る自己負担分の還付の状況

[健康保険]

	自己負担還付件数	
	23年度受診者分	24年度受診者分
生活習慣病予防健診	9,612	580
特定健診	1,915	73
特定保健指導	6	0

※ 24年6月末現在の件数を計上したもの

#### 〔船員保険〕

	自己負担還付件数	
	23年度受診者分	24年度受診者分
生活習慣病予防健診	112	6
特定健診	65	7
特定保健指導	0	0

※24年6月末現在の件数を計上したもの。

#### (4) その他協会の被災者・事業主（船舶所有者）に対する支援

協会では、以上の特別法や国からの通達による対応のほか、被災地での出張相談を年金事務所と連携して実施したり、避難所で生活されている方への自治体の健康支援活動に協会の保健師等が参加し、協力するなどの対応を行ってまいりました。

福島支部では、23年3月28日から5月31日まで福島県の要請により、避難所で被災された方々に対する健康相談を行いました。延べ276人の保健師が704か所の避難所を巡回して、7,039人の方に健康相談を行いました。

宮城支部では、23年5月9日から5月31日まで仙台市の要請により、市内の避難所で延べ25人の保健師が238人の方に健康相談を行いました。また、石巻市の避難所では5月から6月末まで27日間にわたり健康相談を行いました。

なお、平成24年7月25日付で福島県知事より感謝状を、平成23年9月14日付で仙台市健康福祉局長より御礼状をいただいています。

また、津波の被害のあった地域は船員保険加入者が比較的多い地域ですが、船員保険では、加入者、船舶所有者の皆様を対象に「船員保険被災者専用フリーコール」を設置（23年4月25日から24年3月31日まで設置）し、相談体制を整備しました。

#### (5) 国の財政支援について

震災への対応として、一部負担金等や保険料の猶予・免除や標準報酬月額の特例的な改定が講じられることとなりましたが、これらへの対応には財政負担が生じることとなります。協会としては厳しい財政状況の中、これらの負担に対する財政支援措置の要望を健康保険組合連合会と共同で厚生労働大臣に対し行いました（「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震対策に関する緊急要望書」23年4月5日厚生労働大臣宛）。

この結果、平成 23 年度第一次補正予算（23 年 5 月 2 日成立）において、①一部負担金等免除に伴う補助、②保険料免除に伴う補助、③標準報酬の改定の特例に伴う補助として、296 億円（健保 295 億、船保 1 億）が予算措置されました。

また、24 年度については、「原発事故に伴う警戒区域等の被災者」に係る一部負担金等免除に伴う補助が 16 億円、特定健診及び特定保健指導に係る自己負担分の還付に伴う補助が 0.1 億円予算措置されました。

## (6) 広報について

協会のホームページに東日本大震災への対応に関する特設のページを作成し、協会における対応の内容について周知を図りました。また、3 月 14 日からは支部窓口の開所状況を掲載いたしました。

そのほか、特に被災者の多かった地域を中心に、医療機関や事業所向けのチラシやポスターを作成して配布したほか、地域のマスコミを通じた広報活動、避難所へのお知らせの掲示を実施しました。

### ○ 新聞広告（3 月 29 日全国紙 2 紙に掲載 千葉県の場合）

<b>被災された皆様へ</b>	<b>広告</b>
<p><b>1. 医療機関等で受診される場合につきましては、医療機関等の窓口で「氏名」、「生年月日」、「事業所名」を申し出ただければ、被保険者証を提示することなく、受診していただくことができます。</b></p> <p><b>2. 受診時に医療機関等の窓口で一部負担金等をお支払いいただく必要はありません。</b></p> <p><b>3. 任意継続被保険者の方につきましては、保険料の納付期限を延長させていただきます。</b></p> <p><small>※ 1～3 の対象となる方は、被災地域にお住まいの方及び原子力災害により避難をされている方などです。当面、5 月末までの対応とさせていただきます。詳しくは、協会支部までお問い合わせください。</small></p>	

○ 新聞広告（6月に全国紙及び地方紙6紙に掲載 茨城支部）

# 東日本大震災により被災された加入者の皆さまへ

平成23年7月1日から被災対象の方について  
医療機関の窓口での取扱いが以下のように変わります。

全国健康保険協会の  
保険証(水色)をお持ちの方



- 1. 医療機関において、保険診療を受ける際には、窓口での健康保険証の提示が必要になります**  
現在、震災に伴い、健康保険証(被保険者証)等を紛失したこと等により、窓口で健康保険証を提示できなくても、氏名、生年月日等を申し出ることにより、保険診療を受けられる取扱いとなっていますが、平成23年7月1日からは、保険診療を受ける際には、健康保険証等の提示が必要になります。
- 2. 医療機関を受診した際に窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要になります**  
現在、窓口で以下の要件に該当する方については、医療機関での窓口負担が猶予されていますが、平成23年7月1日からは、以下の要件に該当される方は、協会支部が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。  
【対象となる方】(1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む)であり、(2) 以下のいずれかに該当する方
 

1 住家が全半壊若しくは全半焼した方	2 被保険者が重篤な傷病を負った方	3 被保険者の行方が不明である方	4 福島原発の避難指示地域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された方	5 長期避難世帯である方
--------------------	-------------------	------------------	---	--------------

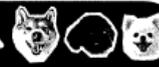
 ※一部負担金の免除証明書の申請につきましては、「健康保険一部負担金等免除申請書」をご提出ください。
- 3. 一部負担金の免除の対象であり、医療機関等の窓口で一部負担金を既にお支払いされた場合は還付されます**  
平成23年6月30日までの間に本来であれば一部負担金を支払う必要がなかったにもかかわらず、既に医療機関等の窓口で一部負担金を支払ってしまった場合は、還付されます。  
※原発事故による被災に関しては対象期間が異なります。

免除証明書の発行手続き及び一部負担金の還付手続きにはそれぞれ添付書類が必要です。詳しくは協会けんぽまでお問い合わせ下さい。

**全国健康保険協会 茨城支部** 〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル  
●ホームページ/<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>  
協会けんぽ  
☎029-303-1582 (業務グループ) 平日/AM8:30~PM5:15 (土・日・祝日・年末年始を除く) 申請書はホームページからダウンロードできます  
※全国健康保険協会以外にご加入の方は、お手持の健康保険証発行元へお問い合わせ下さい。

○ 新聞広告（6月12日地方紙2紙に掲載 福島支部）

# 東日本大震災により被災された協会けんぽの加入者の皆さまへ



平成23年7月より病院などの窓口で、**必ず、保険証を提示してください。**

病院などの窓口負担が免除になる  
**免除証明書**を発行します

申請書に病院の領収書や被災状況の確認できるものを添えて協会けんぽへお手続きください。

すでに病院などでお支払いいただいた  
**窓口負担金**をお返しします

○一部負担金免除証明書を提示することにより窓口負担が最長で平成24年2月29日まで免除されます。免除の申請を協会けんぽへお手続きください。免除に該当する方は… 住宅が全半壊された方や原発事故により避難区域または避難準備区域にお住まいだった方などです。

**全国健康保険協会 福島支部** 平日 午前8:30~午後5:15 電話 024-523-3916 協会けんぽ福島 検索

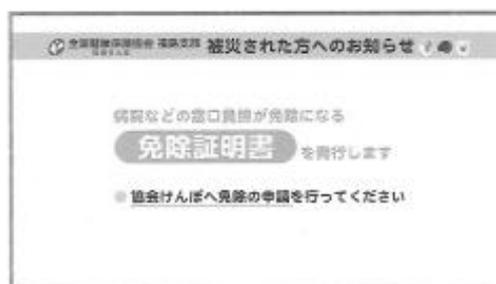
○ テレビCM ( 6月8日～15日 福島県民放4社で放映 福島支部)

■テロップ

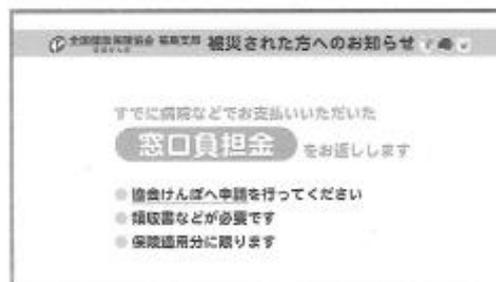


SE:ピンポン

女性の落ち着いたナレーション)  
協会けんぽ福島支部からのお知らせです。  
7月から保険証の提示が必要になります。



窓口負担が免除になる  
免除証明書を発行します。



すでにお支払いいただいた  
窓口負担金の  
払い戻しも開始します。



詳しくはホームページ、  
または、  
電話 024-523-3916まで  
お問い合わせください。

○ 医療機関に配布したポスター（宮城支部の例）

 **全国健康保険協会 宮城支部** からお知らせです  
協会けんぽ

**被災された加入者の皆様へ**

水色の保険証をお持ちの方



**平成28年7月1日より** 医療機関を受診される際は、**健康保険証**と**一部負担金免除証明書**が必要になります

**【対象となる方】**

- (1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む）であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
  - ① 住家が**全半壊**若しくは**全半焼**した場合
  - ② 被保険者が**重篤な傷病**を負った場合
  - ③ 被保険者の**行方が不明**である場合
  - ④ **福島原発の避難指示地域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域**に指定された場合
  - ⑤ **長期避難世帯**である場合

**保険証の再交付申請**

協会けんぽ宮城支部あてに、**「健康保険被保険者証再交付申請書」**を送付してください。

**一部負担金等免除証明書の交付申請**

協会けんぽ宮城支部あてに、**「健康保険一部負担金等免除申請書」**を**添付書類**とともに送付してください。添付書類につきましては、下記の連絡先へお問合せください。

**一部負担金等還付の申請**

平成23年3月11日から6月30日までの間に既に医療機関等の窓口で一部負担金を支払われた場合は、**「健康保険一部負担金等還付申請書」**を協会けんぽ宮城支部あてに送付してください。

**各種申請書は協会けんぽホームページからダウンロードできます**

 **全国健康保険協会** 東日本大震災に関する特例措置等についてのお問合せは…  
協会けんぽ  
**宮城支部**

 **022-714-6855**  
(受付時間 ⇒ 平日 8:30 ~ 17:15)  
ホームページは「協会けんぽ」でご検索ください!!

○ 事業所や加入者に配布したチラシ（宮城支部の例）

### よくあるご質問

**Q. 健康保険一部負担金等免除申請書に添付する必要書類が準備できない場合は、どうすればいいのか。**

A. 通勤、危険に該当する項目に当てはまり、添付書類が必要となりますが、公的な書類の入手が困難である場合には、申請者の申立てにより認定を受けることも可能です。  
 「健康保険一部負担金等免除申請書」の裏面の「申立欄」に、申請者の事業主、親族又は知人等の関係者の方に証明書類の添付できない理由について記入いただくください。

**Q. 7月1日以降は、医療機関等の窓口で健康保険一部負担金等免除申請書を提示できなかった場合、一部負担金等は免除にならないのか。**

A. 7月1日以降は、健康保険一部負担金等免除申請書を医療機関等に提示しない場合、**一部負担金等の支払いが必要**になります。ただし、保険者により健康保険一部負担金等免除申請書の交付が滞っていることにより、手元に残っていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと思われる場合は、加入者本人の住所地府県支部に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

**Q. 6月30日までの間、本来であれば一部負担金等を支払う必要がなかったにもかかわらず、既に支払ってしまった一部負担金等は戻ってくるのか。**

A. 6月30日までの間は、医療機関等の窓口で白紙での申立てにより一部負担金等の支払を猶予する旨としていますが、この間、本来支払う必要があった一部負担金等を支払ってしまった場合についても、加入者本人の住所地府県支部に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。



**東日本大震災により被災された皆さまへ**

**平成 23 年 7 月 1 日から医療機関の窓口での取扱いが下記のように変わります**

**1. 医療機関において、保険診療を受ける際には、窓口での健康保険証の提示が必要になります**

現在、震災に伴い、健康保険証（健保カード）等を紛失したこと等により、窓口で健康保険証を提示できなくても、氏名、生年月日等を申し出ることで、保険診療を受けられる状態となっていますが、**平成23年7月1日から、保険診療を受ける際には、健康保険証等の提示が必要となります。**

**2. 医療機関を受診した際に窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要になります**

現在、窓口で以下の条件に該当する方については、医療機関での窓口負担が免除されていますが、**適用対象外の方の状況に該当する場合は、一部負担金を免除する健康保険一部負担金免除証明書の提示が必要となります。**

**【対象となる方】**  
 (1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震の発生以降、他市町村へ転出した方を含む）であり、  
 (2) 以下のいずれかに該当する方  
 ① 住家が**全半壊若しくは全半壊した**場合  
 ② 被保険者が**重症な傷病**を負った場合  
 ③ 被保険者の行方が**不明**である場合  
 ④ **福島県内の避難指示地域、計画避難区域又は緊急時避難準備区域**に指定された場合  
 ⑤ **長期避難世帯**である場合

一部負担金の免除申請につきましては、「健康保険一部負担金等免除申請書」をご利用ください。

**3. 一部負担金の免除の対象であり、医療機関等の窓口で一部負担金をお支払いされた場合の手続きにつきましては、一部負担金等の還付申請が必要になります**

平成23年3月11日から6月30日までの間に本来であれば一部負担金等を支払う必要がなかったにもかかわらず、既に医療機関等の窓口で一部負担金を支払ってしまった場合は、**健康保険一部負担金等還付申請書の提示が必要となります。**  
 一部負担金等の還付申請につきましては、「健康保険一部負担金等還付申請書」をご利用ください。



**〒980-8561  
仙台市青葉区宮町3-6-1 仙台パークビル基盤  
一部負担金免除申請書、一部負担金還付申請書についてのご案内**

**022-714-6855**

平日 AM9時～PM5時（日・月・祝日・年末年始を除く）  
 ホームページ ⇒ <http://www.kosei.or.jp/>  
 申請書はホームページからダウンロードできます



### 健康保険一部負担金等免除申請書

**記載例及び添付書類について**

保険証裏面の氏名上部に記載されている「記号」「番号」をご記入ください。

被扶養者がいらっしゃる場合は、被扶養者名もご記入ください。

一部負担金等免除申請書の添付を希望する案件をご記入ください。

証明書類の添付が困難な場合は、記入し、可能な限り事業主、親族、知人等より証明を受けてご提出ください。

### 健康保険一部負担金等還付申請書

**記載例**

一部負担金等免除対象の方が、一部負担金をお支払いした場合のみご提出ください。

※還付金につきましては、還付まで、お時間をいただきますのでご了承ください。

医療機関等の窓口でお支払いいただいた金額をご記入ください。

口座番号、口座名義等を必ずご記入しなご記入ください。

【受取代理人の欄】の被保険者および受取代理人の印は、必ず捺印してください。受取代理人の印は、被保険者の印と捺印の両方で押印してください。

**【添付書類について】**

次の①～⑤のいずれかを添付してください。なお、以下の添付書類が添付できない方につきましては、「健康保険一部負担金等免除申請書」裏面の申請欄にご記入ください。

① 住家が全半壊若しくは全半壊した場合	② 被保険者が重症な傷病を負った場合	③ 被保険者の行方が不明である場合	④ 福島県内の避難指示地域、計画避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された場合	⑤ 長期避難世帯である場合
認定証明書、認定証明書等の写し	療法により一か月以上の治療を要すると認められる旨を医師とした医師の診断書等の写し	警察等が行方不明と認定していることが確認できるもの	避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの	お住まいが指定した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」の写し

**【添付書類について】**

- 保険医療機関等が交付した医師書
- 健康保険一部負担金等免除申請書の写し
- 健康保険一部負担金等免除申請書の交付を受けていない方は、「健康保険一部負担金等免除申請書」と併せて次の①～⑤のいずれかを添付してください。

① 住家が全半壊若しくは全半壊した場合	② 被保険者が重症な傷病を負った場合	③ 被保険者の行方が不明である場合	④ 福島県内の避難指示地域、計画避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された場合	⑤ 長期避難世帯である場合
認定証明書、認定証明書等の写し	療法により一か月以上の治療を要すると認められる旨を医師とした医師の診断書等の写し	警察等が行方不明と認定していることが確認できるもの	避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの	お住まいが指定した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」の写し

○ 被保険者が亡くなった場合は、遺族は、行方不明であり、被災者以外で被保険者により生計維持されていた方が申請する場合は、住民票（亡くなった被保険者と申請者が記載されているもの）の写し。

## 東日本大震災への対応について

### ○被災者・事業主（船舶所有者）に対する費用負担や給付に関する主な特例措置

事項	内容	23/3/11	7/1	24/2/29	3/1	9/30	25/2/28	3/31	備考
		6/30			3/31				
○医療機関における一部負担金等の猶予、免除	医療機関の窓口での一部負担金等の支払いを猶予し、保険者で徴収を更に猶予 立法後は免除	猶予	免除(医療費等)		原発事故関係				健康保険法等の規定により、保険者判断で実施可能
	※対象者は、住居の全半壊、原発事故に伴う警戒区域等の住民など		免除(食事等)		住居の全半壊等				特例法による措置 平成24年2月末で終了
○健診・保健指導の費用の還付	特定健診、特定保健指導等の自己負担分の還付								国からの協力依頼により実施
○社会保険料の納期限延長、免除 [日本年金機構の措置]	被災した事業所の社会保険料の納期限を延長し、更に一定条件で免除								特例法による措置 平成24年2月末で終了
○標準報酬月額の変定の特例 [日本年金機構の措置]	被災した事業所の被保険者の標準報酬月額の特例的な改定を実施								
○傷病手当金等に関する特例	被災者に対する傷病手当金等について改定前の標準報酬月額に基づき給付								